

日本フランス語フランス文学会中国・四国支部規約

(2001.12.1 支部総会にて承認)

第1条 (名称)

本支部は、日本フランス語フランス文学会（以下、学会と称する）中国・四国支部と称する。

第2条 (事務局)

本支部は、支部長の勤務する大学にその事務局を置く。

第3条 (目的)

本支部は、学会の目的に則り、中国・四国地区における会員相互の連絡を図り、その協力を促進することによって、中国・四国地区におけるフランス語およびフランス文学の研究・教育の発展並びに普及に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

本支部は、前記の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 研究発表会、シンポジウム、講演会の開催。
2. 機関誌およびその他の出版物の刊行。
3. 学会より委託された諸事業。
4. その他、本支部の目的にそぐ諸事業。

第5条 (会員の資格・種類)

本支部は、学会員（普通会员、学生会員）、および本支部のみに属する準会員によって構成される。

第6条 (権利・義務)

1. 会員は、機関誌の配付を受け、第4条に規定する本支部の諸事業に参加することができる。
2. 会員は、年額3,000円の会費を納入しなければならない。ただし、学生会員は、年額2,000円とする。
3. 会費の滞納が会計年度2年を超えた会員は、会員資格を失う。

第7条 (役員)

本支部に、次の役員を置く。

1. 支部長1名
2. 支部代表幹事1名（ただし、支部長がこれを兼任することを妨げない）
3. 学会委員会委員（あり方検討委員会委員を含む）若干名

4. 実行委員若干名
5. 支部機関誌編集委員5名
6. 監査1名

第8条（役員の任務）

役員の任務を次のように定める。

1. 支部長は、支部の事業を統括し、支部を代表する。
2. 支部代表幹事は、支部長を補佐し、支部長と共に支部事業の企画・運営にあたる。
3. 実行委員は、支部事業の企画・運営に際し、支部長、支部代表幹事を補佐する。
4. 支部機関誌編集委員は、支部機関誌『フランス文学』を編集し発行する。
5. 監査は、会計を監査する。

第9条（役員の任期および選任）

役員の選出方法および任期を次のように定める。

1. 役員は総会において選出するものとする。総会が行われなかった場合には、その他の方法によって選出が行われなければならない。選出の方法は細則の定めるところによる。
2. 支部長の任期は2年とし、当分のあいだA地区（岡山・四国地区）およびB地区（広島・その他の中国地区）より交互に選出する。原則として重任はできない。
3. 支部代表幹事の任期は2年とする。原則として重任はできない。
4. 学会委員会委員の任期は、学会運営規則の定めるところによる。
5. 実行委員の任期は2年とする。ただし重任は妨げない。
6. 支部機関誌編集委員の任期は2年とする。ただし重任は妨げない。
7. 監査の任期は2年とする。ただし重任は妨げない。
8. 役員に支障が生じた場合は、ただちに後任の役員を選出しなければならない。その場合、任期は前任者の残任期間とする。支部長の支障の場合は支部代表幹事が、支部長および支部代表幹事がともに支障の場合は実行委員が、その他の役員の支障の場合は支部長がその任にあたる。

第10条（総会）

1. 総会は、本支部最高の議決機関であり、役員を選出、事業方針、予算、決算などを審議する。
2. 総会は、年に一回、支部長が招集する。総会が開催されない場合は、支部長はこれに代わる方法を速やかに講じなければならない。

3. 総会は、会員の過半数をもって成立するものとする。
4. 役員の任期および会計年度は、4月1日に始まり、3月31日に終る。ただし、学会会則および同運営規則に規定されているものは、その定めるところによる。

第11条（改正）

本規約の改正は、総会の議決による。

細 則

1. 支部長の選出は、選挙によって行われ、上位得票者をもってこれにあてる。
2. その他の役員の選出は、選挙によって行われ、上位得票者をもってこれにあてる。ただし、支部長が推薦し、総会においてこれを追認することができる。
3. 選挙は、学会員によって行われる。

付 則

本規約および細則は、2001年12月1日より施行される。ただし、会計に関する事項は、2002年4月1日より実施される。学会新会則および同運営規則に関連する事項は、学会2002年度春季大会時の総会における決定にしたがって施行される。

申し合わせ（会費の代理徴集）

準会員を除く会員の支部会費徴集を学会に要請する。